

首都圏ARコンソーシアムに関する基本協定書

防衛医科大学校（以下「甲」という。なお責任所管は、防衛医科大学校とする。）と
学校法人慶應義塾（以下「乙」という。なお責任所管は、慶應義塾大学病院とする。）
は、次の各条のとおり首都圏ARコンソーシアム（MARC, Metropolitan Academic
Research Consortium）に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれの自主性及び独自性を尊重しつつ、互いに協力し、コン
ソーシアムの組成及び活動を通じて、革新的な医薬品等の創出を目指し、研究・教
育及び医療活動のいっそうの充実を図るとともに、その成果を発信し、先端的医療
の確立と健康医療分野の発展に寄与する。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関するコンソーシアムの組成を通
じてその連携協力（以下「本連携協力」という。）を行う。

- （1） 臨床研究ネットワーク構築に関すること
- （2） 研究シーズの発掘・探索から開発の推進に関すること
- （3） 人材育成および人材交流に関すること
- （4） 臨床研究の支援に関すること
- （5） 産・学・官連携に関すること
- （6） その他本協定の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項記載のコンソーシアム組成に必要な具体的事項として、別紙
記載条項を内容とするコンソーシアム規約（以下「本コンソーシアム」という。）
を本協定の締結と同時に別途合意して、本連携協力を具体的に実行する。

（定期会議による意思決定）

第3条 甲及び乙は、前条の本連携協力を円滑に推進するため、本コンソーシアムにおいて
は定期会議（総会、運営会議及びその他の定期的会議）を設置して活動することを基本
方針とすることを確認した。

（秘密保持等）

第4条 甲及び乙は、有効期間中及び期間終了後も、本協定の協議及び締結に関して知
り得た相手方の情報を秘密として保持し、第三者に開示または漏洩してはならない。
本連携協力における甲乙間の秘密保持義務の取扱い、知的財産等の成果物の取扱い

並びに本連携協力から生ずる学術情報の発表については、本コンソーシアム規約に記載するところに従う。

(誠実協議)

第5条 本協定に関して疑義が生じたとき、本協定の一部を変更しようとするとき、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙間で誠実に協議の上都度決定する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了2ヶ月前までに甲または乙の一方が、書面による解約の意思表示をおこなわない限り、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項にかかわらず、甲乙間において本コンソーシアムの効力が有効に存続する期間中においては、本協定は有効に継続する。

平成30年11月1日



甲 埼玉県所沢市並木3丁目2番地

防衛医科大学校

学校長 長谷和生



乙 東京都新宿区信濃町35番地

学校法人 慶應義塾

慶應義塾大学病院

病院長 北川 雄光

